



当社では海外からの模倣品の輸入対策として以前より税関への輸入差止申請を検討していましたが、いまだ実現できていない状況です。今後、税関において個人輸入に対しても取り締まりが可能になるという情報を聞き、上記申請を前向きに進めようという意見が出てきています。それは本当ですか？ その内容について詳しく教えてください。

(神奈川県 M. S)



1. はじめに

わが国には毎年、海外から多くの知的財産侵害物品（以下、侵害物品）が持ち込まれていますが、それらの国内流入は税関が水際で取り締まることによって阻止されています。しかし近年、eコマースの発展や国際貨物の配送料金低下等の事情により、海外事業者が日本国内に在住する個人に対して商品を直接販売、送付するという方法を採用することも増えており、それに伴って侵害品の流入を適切に阻止できないケースも見受けられます。

このような個人使用目的の侵害物品の流入が増加している状況に鑑み、今回「特許法等の一部を改正する法律」（令和3年5月14日可決・成立、同年5月21日法律42号として公布）において、商標法等の改正がなされることとなりました。

2. 改正に至った経緯

わが国では、侵害物品を輸出および輸入してはならない貨物と定めており、税関において侵害物品と認定したものを没収し、廃棄することによって水際で取り締まり（関税法69条の2および69条の11）、国内への流入を阻

止しています。

従来、海外事業者と侵害物品の取引を行う際には、国内において輸入、販売する事業者（以下、国内事業者）が介在していたため、権利者や税関はその国内事業者による輸入を侵害行為として、商標権等に基づく差止請求や関税法に基づく輸入差止めを行っていました。しかし、前述のとおり近年では海外事業者が国内在住の個人に対して、侵害物品を直接販売、送付する場面が増加してきているところ、このような事業者でない個人による輸入は業としての使用に該当せず、商標権等の侵害とはならない点で権利者の適切な保護ができないといった問題が生じているのが現状です。

実際の税関における取り締まりでも、輸入差止めの前段階となる認定手続きにおいて、侵害物品の購入者が個人使用である旨を主張して商標権等の侵害性を争ってきた場合には反証が困難であることもあって、意に反してその流入を見過ごさざるを得ない状況も少なからず見られます。

そこで現行法における上記問題を解決すべく、商標法等が改正されることとなりました。

3. 商標法の改正点

本改正では海外事業者が商標権侵害品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権侵害として位置付け、それにより国内事業者が介在しない個人使用目的の輸入であっても、侵害として差止請求等を行えるようにしました。

具体的には、商標の使用の定義として定める「輸入」（2条3項2号）に対して下記条文を追加することにより対応しています。

(改正条文)

第二条

7 この法律において、輸入する行為には外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

4. まとめ

本改正法が施行されることで、今まで問題視はされていたものの何も対応できなかった海外からの個人使用目的の商標権侵害品流入を、より適切に阻止できるものと考えます（施行期日：公布から1年6カ月以内の政令で定める日）。

貴社においても、この機会に税関への輸入差止申請を検討されるべきです。